

第9章（金融政策）の重要用語

①連邦準備制度（Federal Reserve System：FRS）

1913年の連邦準備法によって設立されたアメリカの中央銀行制度。ワシントンDCにある連邦準備制度理事会と全国12地区にある連邦準備銀行（地区連銀）によって構成される。なお、連邦準備銀行の資本金は各準備区内の加盟銀行からの出資によって構成され、連邦準備銀行は連邦準備制度理事会の監督のもと、その準備区の加盟銀行に対する地方的中央銀行として機能する。

②連邦準備制度理事会（Board of Governors of the Federal Reserve System：FRB）

連邦準備制度の最高意思決定機関。大統領による任命と上院による承認を経て選出される、任期14年の理事（議長、副議長各1名を含む）によって構成される。金融政策の決定等において地区連銀よりも強い権限が与えられており、通常、アメリカの中央銀行といえればFRBを指すことが多い。

③分権主義

連邦政府の権限は最小限にとどめ、州政府の権限や独立性を維持すべきであるという考え方。反連邦主義。第3代大統領トマス＝ジェファソンに代表される。

④1933年銀行法（グラス＝スティーガル法）

1929年の大恐慌の原因となった銀行による過度なリスク投資を抑制し、アメリカの金融システムの安定性を図ることを目的として制定された法律。とくに銀行業務と証券業務との兼営禁止を定めたことで有名。それ以外にも、商業銀行を対象とした預金保険制度の確立や、商業銀行に対する定期預金の上限金利規制、FRBの権限強化などを規定し、いわゆるニューディール・システムの枠組みを定めることになった。

⑤ケインズ主義

ケインズの経済理論を基礎とする政策上の立場。自由放任主義の経済のもとでは完全雇用は維持できないとし、国家による完全雇用政策の展開を主張する。具体的には、金融政策によって金利を操作して民間投資を刺激するとともに、政府の財政支出による公共投資の拡大によって有効需要を増加させること、すなわち裁量的な金融・財政政策にもとづく総需要の管理によって完全雇用の実現を図ることを主たる政策体系とする。

⑥マネタリズム

ケインズ主義的な裁量的経済政策の有効性を疑い、固定的な貨幣供給ルールを採用を提唱する政策上の立場。フリードマンに代表される。短期においては、貨幣量が経済活動や価格水準に重要な影響を及ぼすが、長期においては、民間部門は本来的に安定であり、経済は自動的に完全雇用に近い状態に立つ。裁量的な財政・金融政策は、経済状況についての認知ラグや、政策が波及するまでのラグなど各種ラグの存在のため有効性に乏しく、むしろ経済活動に及ぼす悪影響の方が大きいとして、政策体系としては、裁量ではな

く固定的なルールにもとづく貨幣供給量のコントロールを主張する。

⑦ディスインターミディエーション (disintermediation)

非金融仲介。自由金利商品への資金流出などによって銀行等の金融仲介機関を通じた資金の流れ（間接金融）が縮小すること。

⑧新金融調節方式

1979年10月から1982年10月にかけて、ボルカー議長のもと、FRBによって採用された新しい金融政策の手法。それまでの金融政策が、短期金利（FFレート）を誘導目標としていたのに代えて、金融機関の「非借り入れ準備」（金融機関が連邦準備銀行に積み立てている準備預金総額のうち、FRBからの借り入れ分を差し引いたもの）の一定水準を誘導目標にするというもの。金利という通貨の「価格」をコントロールするのではなく、通貨の「量」をコントロールするという点で、従来方式と根本的に異なる。結果として、最大の目的であったインフレの沈静化には成功したものの、市場金利の暴騰と深刻な不況をアメリカ経済にもたらした。

⑨短期金融資産投資信託 (Money Market Mutual Fund : MMMF)

1971年にアメリカで販売開始された、小口資金をCD（譲渡性預金）、CP（コマーシャルペーパー）、TB（財務省証券）などの短期証券で運用する投信信託。換金が自由なほか、小切手の振り出しも可能なことから、銀行預金の強力な対抗商品として急成長した。

⑩CMA (Cash Management Account)

1977年にアメリカの大手証券会社メリルリンチが、オハイオ州のバンク・ワン・オブ・コロンバスと提携して導入した複合金融商品。顧客が2万ドル以上の現金・証券類を預託すると口座が開設され、その資金を自動的にMMMFで運用するとともに、小切手の振出やクレジットカードの使用、一定金額の融資、財務相談などの多様なサービスを提供するというもの。

⑪1980年預金金融機関規制緩和および通貨管理法（金融制度改革法）

1930年代以来のニューディール・システムの転換の契機となった、1980年代の金融自由化を象徴する法律。定期預金の金利上限規制の撤廃、優先法の優先適用による州法にもとづく金利上限規制の無効化、業務規制の緩和による商業銀行とS&Lとの業務の同質化、すべての預金金融機関に対する連銀への必要準備の積立の義務化などを行った。

⑫S&L危機

1980年代後半にアメリカで生じた、貯蓄貸付組合 (savings and loan association : S&L) の大量の経営破綻をさす。1980年代における金融自由化と証券化の進展は、それまでS&Lの中心業務であった住宅ローン貸付の分野での競争の激化とS&Lのシェアの低下を生み、業務規制の緩和を背景に、S&Lはリスクの高い商業不動産貸付や消費者貸付、商工業貸付

などに傾斜した。その結果、原油価格の急落によって地域経済が低迷した南西部の石油産出州を中心に、貸付が大量に不良資産化する事態が生じ、S&Lの経営破綻が相次いだ。S&Lの大量の経営破綻と破綻処理費用の急増は、S&Lの預金保険制度である連邦貯蓄貸付保険公社（FSLIC）自体が債務超過に陥って破綻するという結果をもたらした。

⑬銀行持株会社（bank holding company：BHC）

銀行を子会社として所有または支配する親会社。1956年に成立した銀行持株会社法によってその業務範囲や規制・監督のあり方が規定されており、すべてのBHCはFRBに登録して監督を受けるものとされている。1970年の同法の改正により、銀行業と非銀行業の分離が行われ、BHCに従事が許される非銀行業務の範囲が定められた。具体的には「銀行業へ密接に関連し、それゆえ銀行業へ正当に付随する」業務とされ、主なものとして、①銀行引受手形の売買、②住宅抵当会社、金融会社、クレジット・カード会社などの経営、③有価証券投資顧問業、④経済情報サービスの提供、⑤記帳・データ処理サービスの提供、などが含まれる。

⑭リーグル＝ニール州際支店銀行業務効率化法

銀行持株会社による他州の銀行の取得を自由化するとともに、銀行持株会社を経由せずとも、州境を越えた銀行支店の取得を可能とした法律。アメリカの分権主義と反金融独占の伝統は、アメリカの銀行に対し、長らく州境を越えた支店の設置を禁止してきたが、80年代以降、銀行持株会社による州内銀行の取得を認める州が増加し、規制自体が時代遅れとなっていた。同法により、こうした実態が追認され、州際業務（州境をまたいだ支店設置）が自由化された。

⑮グラム＝リーチ＝ブライリー法

グラス＝スティーガル法で定められた、銀行・証券業務の兼営禁止規定の事実上の撤廃を実現した法律。商業銀行本体が証券業務を兼営できないという点ではグラス＝スティーガル法の完全撤廃ではないものの、それまでの銀行持株会社に加えて、新たに「金融持株会社」という分類を設け、それが行いうる非銀行業務を「金融の性格を有する」業務へと拡大することで、持株会社を経由すれば商業銀行が証券の引受・ディーリング業務や保険の引受業務を行うことを可能にした。→金融持株会社

⑯金融持株会社（financial holding company：FHC）

1999年のグラム＝リーチ＝ブライリー法によって創設された仕組み。同法では、既存の銀行持株会社（BHC）はFHCに転換することも、とどまることもできるとされ、両者は併存する仕組みとなっている。FHCでは子会社を通じて従事できる非銀行業務の範囲が「金融の性格を有する業務」へと緩和され、従来認められていなかった保険の引受業務や証券の引受・ディーリング業務などを行うことが可能となった。→「銀行持株会社」

⑰信用緩和（credit easing）

リーマンショック後の金融危機への対応として、FRBが採用した「非伝統的金融政策」の1つ。日本銀行が2001年から2006年にかけて実施した「量的緩和(quantitative easing)」政策と区別するため、FRB議長のバーナンキが自らの政策をこう定義したことによる。日銀の政策があくまで銀行に対する資金供給の拡大を意図していたのに対し、コマーシャルペーパー(CP)や住宅ローン担保証券、政府関連機関債などをFRBが直接買い入れたり、各種資産担保証券(自動車ローン・中小企業向けローン債権などを担保とする証券)を担保にFRBが融資を行ったりするなど、流動性が極端に低下した特定の信用市場に対して中央銀行が直接資金を供給することを特徴とする。→「非伝統的金融政策」

⑱非伝統的金融政策

中央銀行が公開市場操作等を通じて短期金利を誘導するという伝統的な金融政策に対し、中央銀行が市中から買い入れる資産の種類や質、規模を従来以上に拡充することで、市場への直接的な資金供給を図る政策をさす。政策金利の引き下げ余地が乏しく、伝統的な政策の有効性が低下した際に用いられる。日本銀行が2001年から2006年にかけて実施した量的緩和政策や、リーマンショック後にFRBが実施した信用緩和政策などが非伝統的金融政策とされる。→「信用緩和」

⑲too-big-to-fail(大きすぎてつぶせない)

銀行が経営破綻に陥った場合、預金保険制度のもとでは、小口預金者を保護し、預金の払い戻しを可能にしつつ、迅速に破綻処理を進めることとされている。しかし、規模の大きな銀行の経営が悪化した場合、破綻に伴う社会的影響が大きいため、しばしば公的資金を投入するなどして破綻させずに救済する措置がとられる。これは結局、預金保険で保護されない大口預金者や債権者が保護されることを意味するため、規模の大きな銀行は、いかなる野放図な経営を行っても、最終的には国によって救済されるというモラルハザードを生むことになる。このような問題を「too-big-to-fail(大きすぎてつぶせない)」問題という。

⑳FRBビュー

資産価格の上昇に対する金融政策の対応のあり方についての、主としてFRB関係者ないしアメリカの主流経済学者に代表される考え方。Fedビューともいう。金融政策は資産価格には割り当てられるべきではなく、バブルが崩壊した後に積極的な金融緩和を行うことによって対応すべきであるとする。⇔BISビュー

㉑BISビュー

資産価格の上昇に対する金融政策の対応のあり方についての、主としてBIS関係者ないし欧州の中央銀行関係者に代表される考え方。バブル崩壊後に発生する経済へのマイナスの影響の大きさを考えると、金融政策はバブルの発生を回避することに努めるべきであるとする。⇔FRBビュー